

総務環境委員会

説明資料

目 次

	頁
1 市長特別秘書の給与を課長級と位置付けた経緯について.....	1
2 他自治体における特別秘書の状況について.....	2

令和3年3月18日

総務関係

1 市長特別秘書の給与を課長級と位置付けた経緯について

条例提案にあたり、市長が考える市長特別秘書の職務内容において「市長が政策判断をするための各種情報の収集・分析・助言」や「国・他自治体・議会・関係機関等との連絡調整等」を行うといった内容を踏まえ、課長級に位置付けるのが妥当との考えを市長に諮り決定した。

2 他自治体における特別秘書の状況について

(1) 設置状況

区 分	定 数	任用状況	給料月額
さいたま市	定めなし	1人	467,000円
横浜市	1人	1人	477,000円
大阪市	2人以内	なし	393,000円
大阪府	2人以内	なし	行政職給料表又は 指定職給料表の適用 を受ける職員の例に より知事が定める額
東京都	2人以内	2人	① 818,000円 ② 895,000円
名古屋市	1人	1人	428,500円

(注) 令和3年3月17日現在

(2) 設置条例の改正

本市の条例が施行された平成26年4月1日以降、上記の自治体において設置条例が改正された事例はない。

